

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和5年10月25日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300126号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2300068号

第1 結論

請求者のA社における令和2年4月10日の標準賞与額を50万円に訂正することが必要である。

令和2年4月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和2年4月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 令和2年4月10日

請求期間に、A社から賞与が支払われたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された令和2年4月分賞与に係る給与・賞与支給実績一覧表及び請求者に係る令和2年分給与所得退職所得に対する源泉徴収簿並びに課税庁から提出された③給与支払報告書(個人別明細書)により、請求者は、請求期間に同社から50万円の標準賞与額に相当する賞与(50万円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(4万5,750円)を控除されていたことが確認できる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者に係る令和2年4月10日の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の令和2年4月10日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸 (受) 第 2300121 号

厚生局事案番号 : 東海北陸 (脱) 第 2300001 号

第 1 結論

昭和 36 年 6 月 10 日から昭和 40 年 1 月 1 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 (続柄) : 男 (夫)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 16 年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 36 年 6 月 10 日から昭和 40 年 1 月 1 日まで

A 社 B 事務所に勤務していた期間について、脱退手当金を受給した記録とされているが、私の妻 (訂正請求記録の対象者) は請求したことも受け取ったこともないと言っていた。同社を退職する際、総務の人に、この証書は将来厚生年金を受給するのに大切なものだからと言われ、ずっと大切に保管していた。将来の年金受給を考え、国民年金も全期間納付してきた妻が脱退手当金を受給するはずがない。手続ミスの可能性もあるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

訂正請求記録の対象者が勤務していた A 社 B 事務所 (現在は、C 社) に係る厚生年金保険被保険者名簿における訂正請求記録の対象者の前後 390 名の被保険者のうち、訂正請求記録の対象者が被保険者資格を喪失した昭和 40 年 1 月 1 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 18 名の支給記録を確認したところ、訂正請求記録の対象者を含む 14 名に支給記録があり、そのうち 13 名は資格喪失後約 3 か月以内に支給決定されていることから、請求期間当時、当該事業所では脱退手当金の代理請求が行われていたことがうかがわれ、訂正請求記録の対象者についても、事業主による代理請求が行われた可能性が考えられる。

また、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りはなく、訂正請求記録の対象者の被保険者資格喪失年月日

から1か月以内の昭和40年1月23日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。